

くみあいニュース No. 186

2023. 9. 15 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

= 学長選考・公開質問状 =

【詳報】 緊急代議員会を受けての候補者との面談

既報の、学長候補適任者による組合からの質問状への回答拒否の問題に関して、「ご回答」受理(9月11日)以後、9月14日(木)に行われた学長候補適任者と組合側との面談に至るまでの経緯をご報告いたします。

【学長候補適任者との面談に至る経緯について】

9月12日(火)16:37に、役員を含む全教職員に、学長候補適任者による公開質問状への回答拒否を報じた「くみあいニュース」No. 183 を配信したところ、17:07 に、候補者より、「改めて説明したい」旨のメールが執行委員長と書記長に届きました。諸般を調整した結果、14日(木)16:00より、副執行委員長2名および書記長の3名で、面談に伺うことが決まりました。また、その際には、下記の代議員議決書に基づき組合側の主張を伝えることになりました。

【緊急代議員会による議決書について】

学長候補適任者による公開質問状への回答拒否の第一報直後より、組合員の方々から事態を憂慮する声が上がリ、緊急代議員会の開催が要請されました。9月13日17:30より緊急代議員会が開催され、14日正午すぎに、議決書が執行委員長および書記長に提出されました。代議員によって議決された要求は4項目あり、そのうち3項目は今回の学長候補適任者による回答拒否についてその非を指摘し、民主主義への脅威として冷静かつ客観的に捉えることを執行委員に促すものであり、1つは執行委員に対して情報公開を求めるものでした。詳細は、併せてお送りした代議員による議決書をご覧ください。

【学長候補適任者との面談について】

9月14日(木)16:00より、学長候補適任者と組合執行委員会役員(副委員長および書記長)による面談が行われました。

学長候補適任者である吉本昌広氏は、組合側との面談を要請した理由について、「ご回答」の主旨が伝わっていないものと考え、改めて説明するためとされました。再度ご説明いただいた内容は、「学長選考・監察会議が熟慮の未決めた新しい選考システムを最大限尊重したい」ということであり、そのシステムにおいて実施される意向調査は、これまで組合が行ってきた公開質問と同じようなものであると認識しているためであって「組合軽視ではない」という、「ご回答」手交時の説明とほぼ同じものでした。これに対して、声を上げにくい個人の声を組合が集約して伝えることは、個人が公式システムを通して意見を述べることと全く異なるということ、また、組合からの質問に答えることは公式のプロセスに忠実に沿うことと矛盾する行為ではないため、多くの組合員が吉本氏の理由に納得していないことを組合側から伝えました。これに対して吉本氏は、組合からの質問状に書かれている質問事項を公式システムに投稿してほしい(吉本氏に届けば必ず回答する)、という当初

の希望を繰り返され、学長選考・監察会議が決定したプロセスを忠実に守ることが自身にとって極めて大切であると主張されました。

組合側からは、質問状への回答をいただくために、代議員会議決書で示された懸念を中心に伝え、説得を試みました。主な内容は以下の通りです。

組合員のうち約10%は学長選意向調査の有資格者ではないことや(議決書1)、組合からの質問状は、毎年実施されている組合員・非組合員を対象として行われるアンケートに寄せられた意見を元にして作られているものであり、多くの意見を反映している事実に対して、吉本氏に意見を求めました。組合の労については敬意を表されましたが、有資格者ではない10%の方々については、代わりに組合が、学長選考・監察会議が決めた新しいルートに従って質問を投稿すれば良いのではないかとのお考えでした。

過去の学長選においても、義務ではないにもかかわらずすべての学長候補者がそれを責務と捉えて組合からの質問に回答してきたことを再度説明した上で、この責務についての意見を求めました(議決書2)。また、様々な場所で自分の意見を公表する機会を利用することがむしろ得策であると考えられるにもかかわらず、それを利用せず、かたくなに回答を拒否するのは何か理由があるのではないかと、という疑問が組合員から出されていることを伝えました。いずれに対しても、当初と同じく、学長選考・監察会議が定めた公式のシステムでやってみようと考えている、との回答でした。

さらに、学長選考・監察会議が決めたシステムとは別の性質を有しており、かつその支障になるとは考えにくい組合の質問状への回答を回避する姿勢は、学長選考・監察会議のみを重視しているように思われ、このような権威主義的姿勢は民主主義を脅かすものであるという懸念が組合員から出ている(議決書3)ことを伝えました。その際、本学職員組合規則(第2条(2))には学内の民主化という目的を達する義務があることも申し添えました。このような状況から、吉本氏が組合の質問に対して回答しないという行為が、民主主義の理念をないがしろにするものであることを指摘した上で、その点に関して意見を求めました。民主主義をないがしろにするつもりはないとのことでしたが、質問状に対する直接の回答については拒まれ、学長選考・監察会議が決めたシステムを最大限尊重することが大切であると考えている、という当初から繰り返されている理由を挙げられました。

上記の問題点を中心に、組合がこれまで果たしてきた役割や本学における組合と法人側との関係性等についての説明を加えつつ、質問状に対する回答を寄せてくださるよう繰り返し説得を試みましたが、話し合いは堂々巡りになりました。

吉本氏は、①組合の質問状に対してこれまでの学長候補者同様に書面で回答すること、新しい公式システムを通して意見に回答することは同じことであり、②ご自身にとっては学長選考・監察会議が決めたシステムを尊重することが極めて重要であり、組合に別途回答することはそれに支障がある、という考えを変えられず、長時間の話し合いをもってしても、③組合の質問状に回答しないことが民主主義にとっての脅威となることが腑に落ちない様子でした。組合の質問状への無回答は、組合の歴史、存在意義を否定し、組合つぶしになると申し上げました。

吉本氏は「組合つぶしの意図はない」と述べられて、組合側の主張に歩み寄られ(ご本人は「腹落ち」と表現されました)、回答を寄せることに同意されました。面談の最後の一時間は、公式システムを通じた回答期限と同じにしたい、と主張されましたが、最終的には、組合からの質問に対する回答書を見た有資格者が意見や質問を投稿するのに間に合うギリギリの日時である9月20日(水)8:00を了承されました。最初の質問状提出から数えても10日程度しか猶予がないことに鑑み、簡潔な回答を提出されるということで会談は21:00に終了しました。

9月20日(水)午前中に、回答文書を「くみあいニュース」にて全教職員の皆さまにお送りします。

なお、この度の面談は5時間以上にも及んだため、全てのやり取りをここにお知らせすることはできませんでした。ご質問等はいつでも受け付けておりますので、遠慮なくお尋ねください。

組合へのご意見・ご要望をお聞かせください：職員組合の連絡先:kitsu_shikko@googlegroups.com